

「ひょうご I T 関連事業所誘致協力企業・団体」登録制度について

1 目的

兵庫県が実施する「ひょうご I T 事業所開設支援事業」を県内外の I T 関連企業に対して広報し、県内対象地域（*）への I T 関連事業所の誘致を推進するため、『ひょうご I T 関連事業所誘致協力企業・団体（略：ひょうご I T 誘致協力企業）』の登録制度を設ける。

（*）対象地域：阪神北地域、東播磨地域、北播磨地域、中播磨地域、西播磨地域、但馬地域、丹波地域、淡路地域（ただし、中核市を除く。）

2 活動内容

ひょうご I T 誘致協力企業は、兵庫県と協調しながら、次の広報活動について自主的に取り組む。

- （1）自社のホームページやメールへ、「ひょうご I T 事業所開設支援事業」サイトのリンク貼付やソーシャルメディアを通じた情報を発信する
- （2）来客者や各種イベントの来場者に対して、パンフレット等広報物を配布する
- （3）自社のホームページや製品、広告、名刺、メール等に『ひょうご I T 誘致協力企業』であること、また『兵庫県が実施する「ひょうご I T 事業所開設支援事業」を応援しています』といった旨を記載する

3 対象企業

兵庫県が実施する「ひょうご I T 事業所開設支援事業」の取り組みに賛同し、上記2の活動内容に取り組んでいただける企業・団体

ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする企業・団体、及び暴力団に関する企業・団体は除く。

4 登録の申し込み

「ひょうご I T 誘致協力企業登録申込書（様式1）」を提出する。

なお、登録後は兵庫県ホームページや「ひょうご I T 事業所開設支援事業」サイト等に掲載する。

5 登録の取り消し

兵庫県産業労働部新産業課あてに、ひょうご I T 誘致協力企業への登録を取り消したい旨連絡する。

なお、ひょうご I T 誘致協力企業が、法令への違反や公序良俗に反する行為等によりひょうご I T 誘致協力企業として適当でないと認められる場合は、兵庫県はこれを取り消しすることができる。

6 その他

この取り組みに対する報酬等の支給はありません。